

藤枝市エコアクション21 認証取得事業費補助金 【ご案内】

お問い合わせ先

藤枝市役所 環境水道部 環境政策課

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

TEL：054-643-3183

FAX：054-631-9083

E-mail：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

1. 補助対象者

市内に事業所を有する事業者で

- ①エコアクション21の認証を新たに取得した事業者
- ②エコアクション21の認証を更新した事業者

2. 補助対象経費

補助対象者が、一般財団法人持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）に支払った認証・登録料又は更新登録料（※審査人員へ支払う費用、交通費等は対象外）

※認証の新規取得又は更新を市外事業所と同時に行った場合、補助対象経費は、認証・登録料又は更新登録料を全事業所の従業員の合計人数に対して、市内事業所の従業員の人数が占める割合を乗じて得た額とします。

3. 補助金額

- ①エコアクション21の認証を新たに取得した事業者
⇒認証・登録料の全額 ※認証の新規取得にかかる補助は1事業者1回限りです。
- ②エコアクション21の認証を更新した事業者
⇒更新登録料の1/2の額

4. 交付申請兼実績報告書及び請求書の提出

補助金交付申請兼実績報告を行う際は、次の書類を提出します。

- ①交付申請兼実績報告書（第1号様式）
- ②エコアクション21（中間・更新）審査申込書の写し
- ③エコアクション21認証・登録書の写し
- ④補助対象経費の支出を証明する書類の写し（振込明細票 等）
- ⑤環境経営レポート（エコアクション21の審査において提出したもの）
- ⑥請求書（第3号様式）
- ⑦振込先（金融機関名、支店名、口座の種別・番号・名義）を示した通帳等の写し

注意事項

- ・交付申請兼実績報告書（第1号様式）の日付は空欄のままご提出ください。
- ・請求書（第8号様式）の日付及び中段文章の日付等は空欄のままご提出ください。

5. 提出先・提出期限

提出方法 認証の新規認証取得又は更新後、郵送または直接窓口へ持参
提出先 〒426-0026
藤枝市岡出山2-15-25 藤枝市役所南館3階 環境政策課
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日の受付不可）
提出期限 認証・登録日又は更新日から起算し、6か月を経過した日まで